

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
 - ……………(都市整備局市街地建築部調整課)…一
 - 東京都環境影響評価条例による見解書(三件)…
 - ……………(環境局総務部環境政策課)…二
 - 指定居宅サービス事業者の廃止……………
 - ……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…六
 - 指定介護予防サービス事業者の廃止……………(同)…〇
- 公 告
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…三
 - 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(同)…三
 - 開発行為に関する工事完了(二件)……………
 - ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…二四
 - 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………
 - ……………(環境局環境改善部大気保全課)…二四
- 東京都告示第千三百五十八号
- 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第三項ただし書及び第十二項ただし書の規定による許可申

請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和三年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和三年十一月十八日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎三階建設工事紛争審査会室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 千代田区飯田橋三丁目十三番一号
所氏名 大和ハウス工業株式会社

建築敷地 江東区豊洲六丁目十二番地二ほか

地域地区 工業地域、防火地域及び東京都市計画豊洲地区地区計画(再開発等促進区を定める地区計画)

申 請 の 概 要

工事種別 用途変更
及び用途 ホテル、病院、水泳場、スポーツの練習場、自動車車庫及び日用品販売店舗

敷地面積 約七、四二〇平方メートル

(二)

建築面積 約三、七五四平方メートル
延べ面積 約二七、六〇六平方メートル
構造及び階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地上十七階地下一階
高さ 七〇・七五メートル

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都

建築敷地 世田谷区駒沢公園六百八十二番地二ほか
地域地区 第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、準防火地域、十メートル第一種高度地区、十七メートル第二種高度地区、十九メートル第二種高度地区及び三十一メートル第三種高度地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 公衆便所、休憩所、増築
及び用途 倉庫、事務所及び物 休憩所、倉庫及び品販売業を営む店舗 務所

敷地面積 約二一四、五五一平方メートル 増減なし

建築面積 約八九九平方メートル 約三〇六平方メートル

延べ面積 約八六〇平方メートル 約三〇六平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造
ほか 地上一階

高さ 七・四〇メートルほ 三・九七メートルほ

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

(三)

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都

建築敷地 世田谷区駒沢公園六百八十二番地二ほか
地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域、
等 十七メートル第二種高度地区及び十九メー
トル第二種高度地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 公衆便所 増築
及び用途 ガードマンボックス

敷地面積 約四五、七四三平方 増減なし
メートル

建築面積 約八六平方メートル 約七平方メートル
延べ面積 約七七平方メートル 約七平方メートル

構造及び 鉄筋コンクリート造 鉄骨造
階数 地上二階 地上二階

高さ 五・四メートルほ 二・六二メートル
か

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第千三百五十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号。以下「条例」という。)第五十五条第一項の規定
に基づき、(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(北地
区)について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があ
ったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

株式会社帝国ホテル

代表取締役社長 定保 英弥
千代田区内幸町一丁目一番一号
三井不動産株式会社

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)
高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約二・四ヘクタ
ールの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業及び駐車
場等の新築事業であり、計画地は、条例第四十条第四項
に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化
を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらにつ
いての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係
区長からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、
騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及びその他
であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は
別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和三年十一月十日から同月二十九日まで。ただし、
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二
十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで
(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

ウ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁
舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

環境影響評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長(千代田区、中央区、港区)の意見の件数は表1に示すとおり、都民からの意見書はなく、事業段階関係区長からの意見の3件(千代田区、中央区、港区)である。

これらの主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表2(1)、(2)、表3及び表4(1)、(2)に示すとおりである。なお、意見及び事業者の見解は、全文を掲載している。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	0
事業段階関係区長からの意見	3
合計	3

表2(1) 千代田区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解	
項目	大気汚染	項目	騒音・振動
	工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。		工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通頻雑削減のための適切な対策を図ること。 また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。
項目	日影	項目	電波障害
	評価書案のとおり対応されたい。		評価書案のとおり対応されたい。

表2(2) 千代田区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解	
項目	風環境	項目	景観
	評価書案のとおり対応されたい。		千代田区都市計画マスタープラン(令和3年5月改定)に即した建築計画となるよう検討されたい。 また、今後の計画の深度化に伴い、引き続き景観協議に努められたい。
	環境影響評価書案に示したとおり、計画地内に防風植栽を適切に配置する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。		本事業は、特例都道日比谷芝浦線(日比谷通り)沿いの立体的な緑化と計画地内の屋上も含めた緑化により、日比谷公園の緑と連担した緑の形成に努めるなど、「千代田区都市計画マスタープラン」(令和3年5月 千代田区)に即した計画としてまいります。 また、今後の計画の深度化に伴い、継続して景観協議を行い、環境配慮に努めてまいります。

環境影響評価書案に示したとおり、本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合は、適切な対策を実施するとともに、相談受付の窓口を設置する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、テレビ電波の受信障害の影響の防止に努めます。

表3 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解	
項目	施工計画	項目	施工計画
<p>計画地周辺は、同時期に多数の開発事業が同時進行することから、工事用車両の通過ルート等について、関係機関と十分協議し、工事用車両の集中を抑制するとともに、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。また、工事の実施にあたっては、工事用車両及び関係車両等が公道で待機することのないよう、計画的な施工管理を徹底すること。</p>		<p>工事用車両の走行については、関係機関と十分協議をして決定してまいります。さらに走行時間等については、計画的な運行を行い、安全走行を徹底することにより、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保、公道での待機車両の抑制に努めます。</p>	
項目	大気汚染	項目	大気汚染
<p>建設機械の稼働に伴い二酸化窒素濃度が標準基準値を上回っていることから、建設機械の集中稼働を選んだ計画的かつ効率的な作業に努めるとともに、不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等の徹底といった十分な対策を講ずること。</p>		<p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を選んだ効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等を確実に実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努めます。</p>	
項目	騒音・振動	項目	騒音・振動
<p>建設機械の稼働に伴う騒音・振動については基準値を下回っているものの、計画地周辺では同時に多数の開発事業が同時進行することから、建設機械の騒音・振動のさらなる低減に努めること。</p>		<p>低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮等、適切な工事方法を検討する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、建設機械の稼働による騒音・振動のより一層の影響の低減に努めます。</p>	
項目	その他	項目	その他
<p>「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせて、関係者に対する十分な事前説明を行うこと。</p>		<p>本事業は、「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」(昭和4年3月5日中健建築第17号)に基づき、近隣の関係住民の皆様には、工事着手前に説明会を開催するなど対応してまいります。</p>	
<p>当該事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。</p>		<p>本事業に実施にあたっては、住民の皆様からの苦情や相談に対して、受付窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。</p>	

表4(1) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解	
項目	総論	項目	総論
<p>環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記される等、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。</p>		<p>環境影響評価書の作成にあたっては、表現等を工夫するなど、一般の方々が理解しやすいものとなるよう努めます。</p>	
項目	大気汚染	項目	大気汚染
<p>建設機械の稼働や工事車両の走行に伴う窒素酸化物及び粉じんによる大気汚染を防止するため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用やアイドリングストップの確実な実施等により、環境基準を上回ることはないよう、より一層の低減に努めてください。</p>		<p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を選んだ効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等を確実に実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努めます。</p> <p>また、工事用車両については、最新の排出ガス規制適合車両の使用に努める等の環境保全のための措置を実施し、大気質への影響の低減に努めます。さらに、工事用車両の運転者には、アイドリングストップの周知・徹底を図ります。</p>	
項目	大気汚染、騒音・振動、その他	項目	大気汚染、騒音・振動、その他
<p>建設作業にあたっては、騒音・振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。</p>		<p>低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮等、適切な工事方法を検討することにより、建設機械の稼働による騒音・振動の影響の低減に努めます。また、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止ネットの設置等、粉じんの飛散対策を講じます。</p>	
項目	電波障害	項目	電波障害
<p>工事車両について、騒音・振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫するとともに、交通安全の徹底に努めてください。</p>		<p>工事用車両の走行時間等については、計画的な運行を行い、安全走行を徹底するとともに、出入口付近には交通誘導員を適切に配置することにより、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。</p>	
項目	電波障害	項目	電波障害
<p>計画建物等により電波障害が生じることが明らかになった場合には、その障害と具体的な対策等について、速やかに対応させていただきます。また、本事業提供するとともに適切な対策を講じてください。また、電波障害等の問い合わせに対しては、丁寧に対応させていただきます。</p>		<p>テレビ電波の受信障害に関する住民の皆様からの問い合わせに対して、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ丁寧に対応いたします。また、本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、適切な対策を実施いたします。</p>	

表4(2) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	風環境	
<p>敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるよう十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。</p>		<p>今後、詳細設計を進めていく中で、計画地内に防風植栽を適切に配置する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。</p>
<p>ビル風軽減策の検討にあたっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリーン、庇、建物形状、隅角部の切除や円形化、低層部分を設ける等、総合的に検討し、さらに工夫してください。</p>		<p>今後、詳細設計を進めていく中で、計画地内に植栽を配置するほか、風環境の改善のため、計画建築物の形状及び配置に配慮する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。</p>
<p>防風機能を満足するような成長した樹木等の選定等を行うとともに、設置後も適切な植栽の維持管理を行ってください。</p>		<p>計画建築物の設置後にも配慮し、計画地内に植栽する樹木は、十分成長した樹木とし、良好な生育が可能となるように十分な根入れ深さを確保するとともに、倒木を防ぐ対策を実施いたします。</p>
<p>近隣住民等からのビル風に対する陳情・苦情等には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。</p>		<p>本事業に実施にあたっては、住民の皆様からの陳情・苦情等に対して、受付窓口を設置し、丁寧に対応するとともに、必要に応じて対策を実施いたします。</p>

●東京都告示第千三百六十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(中地区)について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 辻上 広志

千代田区外神田四丁目十四番一号 秋葉原UDX

公共建物株式会社

代表取締役会長兼社長 山下 耕平

中央区京橋二丁目四番十二号 京橋第一生命ビル六階

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

千代田区内幸町一丁目一番三号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(中地区)

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約二・二ヘクタ

ールの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業、ホール及び駐車場等の新築事業であり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和三年十一月十日から同月二十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

ウ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

環境影響評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長(千代田区、中央区、港区)の意見の件数は、表1に示すとおりである。都民からの意見書が1件、事業段階関係区長からの意見が3件(千代田区、中央区、港区)の合計4件である。

これらの主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表2(1)～(4)、表3、表4及び表5(1)、(2)に示すとおりである。なお、意見及び事業者の見解は、全文を掲載している。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	1
事業段階関係区長からの意見	3
合計	4

表2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	日影	意見の内容	事業者の見解
環境影響評価書案の7.3.1現況調査、(2)調査結果②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況において、計画地西側には日比谷公園、日比谷図書文化館との記載があるが、当財団所管の市政会館及び都が管理する日比谷公会堂は、日比谷図書文化館よりも計画地に近い位置に所在し、本計画により日影の影響を受ける施設であるにもかかわらず、その記載がない。また、指定文化財等の記載があるが、市政会館・日比谷公会堂は東京都選定歴史的建造物、千代田区景観まちづくり重要物件、近代化産業遺産に選定されている。		「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況」については、「東京都環境影響評価技術指針」(平成25年12月東京都告示第1729号)により、環境影響評価書案p.154に示す資料を用いて、計画地及びその周辺における図書館を含む学校教育施設や病院、児童関連施設、福祉関連施設、公園等について調査を行いました。調査対象とした資料には、市政会館・日比谷公会堂が含まれていないため、環境影響評価書案には記載しておりませんが、その存在を含めた日比谷公園全体を特に配慮すべき対象として考えております。	指定文化財等については、計画地及びその周辺において、「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)等に基づき指定などがなされている文化財について、環境影響評価書案p.156に示す資料を用いて調査を行いました。市政会館・日比谷公会堂については、「文化財保護法」等に基づき文化財としての記載がなかつたことから、環境影響評価書案には記載しておりませんが、市政会館・日比谷公会堂を含む日比谷公園全体を特に配慮すべき対象として考えております。
以上を前提として検討すると、7.3.2予測、(4)予測結果、②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影と比べ、A地点である日比谷公園の日影の程度はよれば、A地点で約2時間20分、冬至日において約1時間20分増加すると予測されており、評価の結果としては影響は小さいとしている。しかし、当会館南側の建築物の影響で既に日影が相当制限されていることもあり、影響は小さいとは決して言えない。		「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況」については、「東京都環境影響評価技術指針」(平成25年12月東京都告示第1729号)により、環境影響評価書案p.154に示す資料を用いて、計画地及びその周辺における図書館を含む学校教育施設や病院、児童関連施設、福祉関連施設、公園等について調査を行いました。調査対象とした資料には、市政会館・日比谷公会堂が含まれていないため、環境影響評価書案には記載しておりませんが、その存在を含めた日比谷公園全体を特に配慮すべき対象として考えております。	指定文化財等については、計画地及びその周辺において、「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)等に基づき指定などがなされている文化財について、環境影響評価書案p.156に示す資料を用いて調査を行いました。市政会館・日比谷公会堂については、「文化財保護法」等に基づき文化財としての記載がなかつたことから、環境影響評価書案には記載しておりませんが、市政会館・日比谷公会堂を含む日比谷公園全体を特に配慮すべき対象として考えております。

表2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	日影(つづき)	意見の内容	事業者の見解
環境影響評価書案の7.5.1現況調査、(2)調査結果②風の影響に特に配慮すべき施設等の状況において、計画地西側には日比谷公園、日比谷図書文化館との記載があるが、日比谷図書文化館よりも計画地に近い位置に所在する当財団所管の市政会館及び都が管理する日比谷公会堂の記載がない。	風環境	「風の影響に特に配慮すべき施設等の状況」については、「東京都環境影響評価技術指針」により、計画地及びその周辺における図書館を含む学校教育施設や病院、児童関連施設、福祉関連施設、公園等については、調査対象とした関連資料に記載がなかつたことから、環境影響評価書案には記載しておりませんが、市政会館・日比谷公会堂を含む日比谷公園全体を特に配慮すべき対象として考えております。このため、市政会館エントランスホール前を含め、日比谷公会堂の周辺についても、風環境への影響を把握するために、複数の予測地点を設けております。	また、本事業では、計画建築物の形状及び配置に配慮する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。
以上を前提として検討すると、市政会館の予測地点58は領域Aから領域Bへ変化する予想値が出ている。通常時も一定の風速帯が予想され、事前の対策を講じることが必要とするが、台風や前線通過時の大風、突風等は想定外の被害をもたらすことがあるので、こちらもコミュニケーションを行った上、十分な風対策を講じられたい。		「風の影響に特に配慮すべき施設等の状況」については、「東京都環境影響評価技術指針」により、計画地及びその周辺における図書館を含む学校教育施設や病院、児童関連施設、福祉関連施設、公園等については、調査対象とした関連資料に記載がなかつたことから、環境影響評価書案には記載しておりませんが、市政会館・日比谷公会堂を含む日比谷公園全体を特に配慮すべき対象として考えております。このため、市政会館エントランスホール前を含め、日比谷公会堂の周辺についても、風環境への影響を把握するために、複数の予測地点を設けております。	なお、領域Bは低中層市街地相当に対応する風環境であり、市政会館・日比谷公会堂は低中層建築物であることから、その前にある歩道については、住宅地・市街地として一般的な風環境の領域に含まれているものと考えております。また、風洞実験では、東京管区気象台における過去10年間の風向及び風速の測定結果を用いて行いました。この中には、台風や前線通過時の大風、突風等の測定結果も含まれております。

また、本計画建築物より日比谷公園において1～2時間の日影の増加が予測されますが、「東京都環境影響評価技術指針」に基づき、法令の基準である「建築基準法」(昭和25年5月法律第201号)等による日影規制とした評価の指標を満足すると考えます。

表2(3) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	景観	

中地区に計画する建築物の最高高さは約230メートルと現行の地上9階建てのNTT日比谷ビルの高さより約200メートル、8倍近く高くなる日比谷公園側には与える圧迫感に対して危惧している。下相国では計画建築物は敷地の西側に寄せて計画されており、従来より200メートル高い建築物に圧迫感及び日影を考慮すれば、できるだけ東側に寄せることを検討すべきである。環境影響評価書案の7.6景観、7.6.2予測、(4)予測結果①による景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度には、西側の日比谷公園とは反対側の「東側には大規模な広場を設け、「西側は、高さ約31mの表情線を形成するための基壇部を設け、縦 感のある街並みが形成される」とある。しかしながら、31mの基壇部自体が南地区と中地区で連続するため、かなりの圧迫感を与えるものと予想する。従って、該師の結果にあるように、主たる景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さくはない。また、②代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、「近景域では計画建築物が大きく認識される地点は眺望を変化させる要素となるが、都市景観の新たなジャンボルの存在として認識される」と言い切ることが果たしてできるのか。近景域での眺望の変化の影響は大きい。③圧迫感の変化の程度は、A地点（日比谷公園前）の天空写真で見ると、地域全体の建築物の形態率は34.8%と13.1ポイントの増加、計画地内の計画建築物の形態率は17.8%と9.7ポイント増加する。評価の結果では、計画建築物の高層部のセットバックにより圧迫感の軽減を図ることは小さい。

本事業では、圧迫感の軽減に配慮するために、計画建築物の高層部は多角形平面で南西側を大きく隅切ったセットバックとさせる計画です。また、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度については、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと考えます。なお、本計画建築物と（仮称）内幸町一丁目街区開発計画（南地区）の計画建築物とは分節しており、これら建築物の間には抜けがあり、面としての圧迫感は低減されているものと考えます。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、計画建築物は高さ約31mのところにてデザインの変換点を設け、南北につながる（仮称）内幸町一丁目街区開発計画（北地区）及び（仮称）内幸町一丁目街区開発計画（南地区）との表情線の連続性を削出します。それより上層階は、多角形平面で南西側を大きく隅切った形状となり、新たな都市景観が形成されると考えます。このことから、「東京都景観計画」（平成30年8月）（令和2年3月）（千代田区）に示す方針を踏まえ、主たる景観では「早稲等からの眺めに配慮し、高層部はデザインや配置の誘導、低層部は連続的な街路景観を形成する」とした評価の指標を満足すると考えます。

圧迫感の変化の程度については、圧迫感の軽減に配慮するために、前述のとおり、計画建築物の高層部は多角形平面で南西側を大きく隅切ったセットバックとさせる計画としていきます。このことから、「圧迫感の軽減を図ること」とした評価の指標を満足すると考えます。

表2(4) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	その他	

現行、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案に対する意見書の提出は、事業者がそれぞれ異なる場合、地区毎に区別して行うこととされるなどの説明が都環境政策課の担当者からあった。しかしながら、3地区に分かれる本計画のような場合、周辺地域の環境に計画全体として与える影響もあるのではないかと思考する。

先ず、一丁目街区に最高高さ230メートルの巨大な計画建築物が4棟立ち並ぶことは、その西側の広い範囲の地域に対して風向からの強風を逃らす効果をもたらすし、都心の夏のヒートアイランド現象をさらに加速させる。特に北地区のノースタワーは北地区と中地区の空隙を壁となって塞ぐ役割を果たし、風の通り道を妨げると考えられる。

また、日比谷公園との関係に絞って言えば、北地区、中地区、南地区に最高高さ230メートルの計画建築物が建った後は、3地区の建築物の日影の影響が複合し、日比谷公園全体について日照の相当程度の減少が生じる。さらには、3地区に建つ巨大な計画建築物が風向や風速に影響して夏のヒートアイランド現象が加速することによる乾熱と地表面の暑熱の上昇も懸念され、日比谷公園の植物の生態に大きな影響が生じることが懸念される。言うまでもなく、日比谷公園は、多様な樹相を有する緑豊かな公園として造営され、都心に働く人々をはじめ、多くの人々にあって、かけがえのない上質の緑地空間として長年におわたって利用されているものである。仮に、本件3地区の計画建築物により上記のように全体として日比谷公園の日照や植生などに影響が生じるとすれば、それは都心における貴重な緑地空間としての公園全体の質を劣化させることになり、同時に、当会館にとっても日比谷公園に立地していることによる会館の価値を低減させるものと言わざるを得ない。

従って、本件のような計画に当たって、環境影響評価する際には、各地区ごとの影響評価だけでなく、3地区一纏まりでの事業の果たす影響を、日比谷公園という、個々の緑地空間の全体に対するものも含めて、一併として評価すべきである。

本事業は、千代田区内幸町一丁目区画している開発事業のうちの一つであり、基本的には、各計画をそれぞれの事業者が実施するものです。このため、本事業に係る環境影響評価は、「東京都環境影響評価技術指針」に基づき、環境影響評価の対象として、対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響について、予測及び評価を行いました。

今後、環境影響評価の手続きを進める中で、予測・評価の手法については、評価書案審査意見書等を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

表3 千代田区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	騒音・振動	
項目	大気汚染	工事用車両の走行については、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める等の環境保全のための措置を講じ、窒素酸化物や粉じん(粒子状物質)による大気質への影響の低減に努めます。さらに、工事用車両の運転者には、アイドリングストップの周知・徹底を図ります。
項目	騒音・振動	工事期間中の周辺道路の交通渋滞を把握し、適宜工事車両の通行による交通規制削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められます。
項目	日照	環境影響評価書案に示したとおり、計画建築物の配置や形状について、日影の影響をできる限り小さくするよう工夫するなど環境保全のための措置を確実に実施することにより、「建築基準法」等による日影規制を満足する計画建築物といたします。
項目	電波障害	環境影響評価書案に示したとおり、本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、適切な対策を実施するとともに、相談受付の窓口を設置する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、テレビ電波の受信障害の影響の防止に努めます。
項目	風環境	環境影響評価書案に示したとおり、計画建築物の形状及び配置に配慮する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。
項目	景観	本事業は、特例都道日比谷芝浦線(日比谷通り)沿いの立体的な緑化と計画地内の屋上も含めた緑化により、日比谷公園の緑と連出した緑の形成に努めるなど、「千代田区都市計画マスタープラン」(令和3年5月 千代田区)に即した計画としてまいります。また、今後の計画の深度化に伴い、継続して景観協議を行い、環境配慮に努めてまいります。
項目	景観	千代田区都市計画マスタープラン(令和3年5月改定)に即した建築計画となるよう検討されたい。
項目	景観	本事業は、今後の計画の深度化に伴い、引き続き景観協議に努められます。

表4 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	施工計画	工事用車両の走行については、関係機関と十分協議して決定してまいります。さらに走行時間等については、計画的な運行を行い、安全走行を抑制するとともに、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。また、工事の実施にあたっては、工事用車両及び関係車両等が公道で待機することのないよう、計画的な施工管理を徹底すること。
項目	大気汚染	工事の施行中、建設機械の稼働に伴い二酸化窒素濃度が環境基準値を上回っていることから、建設機械の集中稼働を避けた計画的かつ効率的な作業に努めるとともに、不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等の徹底といった十分な対策を講ずること。
項目	騒音・振動	低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮等、適切な工法方法を検討することにより、建設機械の稼働による騒音・振動のより一層の影響の低減に努めます。
項目	その他	工事用車両の走行については、計画的な運行、適正な車種の選定による運行の効率化の推進を行う等の管理を徹底するとともに、工事工程の平準化に努めることにより、工事用車両の走行による騒音のより一層の影響の低減に努めます。
項目	その他	本事業は、「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業中(建設発第17号)に基づき、近隣の関係住民の皆様には、工事着手前に説明会を開催するなど対応してまいります。
項目	その他	当該事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。
項目	その他	本事業に実施にあたっては、住民の皆様からの苦情や相談に対して、受付窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。

表 5(1) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	総論	
項目	環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記される等、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。	環境影響評価書の作成にあたっては、表現等を工夫するなど、一般の方々が理解しやすいものとなるよう努めます。
項目	計画地周辺の住民及び関係者等からの意見・要望等については、真摯に対応してください。	計画地周辺の住民の皆様及び関係者の方々の皆様等からのご意見・ご要望等には、真摯に対応いたします。
項目	建設機械の稼働や工事車両の走行に伴う窒素酸化物及び粉じんによる大気汚染を防止するため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用やアイドリングストップの確実な実施等により、環境に努めてください。	工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力小さくするため、事前に作業計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や高品質な燃料の使用等を実施し、実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努めます。 また、工事車両については、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める等の環境保全のための措置を実施し、大気質への影響の低減に努めます。さらに、工事車両の運転中には、アイドリングストップの周知・徹底を図ります。
項目	大気汚染	
項目	建設作業にあたっては、騒音・振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。	低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮等、適切な工法方法を検討することにより、建設機械の稼働による騒音・振動の影響の低減に努めます。また、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止ネットの設置等、粉じんの飛散対策を講じます。
項目	騒音・振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫するとともに、交通安全の徹底に努めてください。	工事車両の走行時間帯については、計画的な運行を行い、安全走行を徹底するとともに、出入口付近には交通誘導員を適切に配置することにより、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。
項目	電波障害	
項目	計画建築物等により電波障害が生じることが明らかになった場合には、その障害と具体的な対策等について、速やかに対処をお願いします。また、本事業提供するとともに適切な対策を講じてください。また、電波障害等の問い合わせに対しては、丁寧に対応してください。	テレビ電波の受信障害に関する住民の皆様からの問い合わせに対して、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ丁寧に対応いたします。また、本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、適切な対策を実施いたします。

表 5(2) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	風環境	
項目	敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるよう十分な風対策を講ずる等、できる限りビル風の低減に努めてください。	今後、詳細設計を進めていく中で、計画建築物の形状及び配置に配慮する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。
項目	ビル風軽減策の検討にあたっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリーン、庇、建物形状、隅角部の切除や円形化、低層部分を設ける等、総合的に検討し、さらに工夫してください。	今後、詳細設計を進めていく中で、計画地内に植栽を配置するほか、風環境の改善のため、計画建築物の形状及び配置に配慮する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。
項目	防風機能を満足するよう成長した樹木等の選定等を行うとともに、設置後も適切な植栽の維持管理を行ってください。	計画建築物の設置後にも配慮し、計画地内に植栽する樹木は、十分成長した樹木とし、良好な生育が可能となるように十分な根入れ深さを確保するとともに、倒木を防ぐ対策を実施いたします。
項目	近隣住民等からのビル風に対する陳情・苦情等には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。	本事業に実施にあたっては、住民の皆様からの陳情・苦情等に対して、受付窓口を設置し、丁寧に対応いたします。

●東京都告示第千三百六十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(南地区)について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第一生命保険株式会社

代表取締役社長 稲垣 精二

千代田区有楽町一丁目十三番一号

中央日本土地建物株式会社

代表取締役社長 平松 哲郎

千代田区霞が関一丁目四番一号

東京センチュリー株式会社

代表取締役社長 野上 誠

千代田区神田練堀町三番地

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

千代田区内幸町一丁目一番三号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(南地区)

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約一・九ヘクタ

ールの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業、ウェルネス促進施設及び駐車場等の新築事業であり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和三年十一月十日から同月二十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

ウ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

環境影響評価書案について提出された都民の意見及び事業段階関係区長（千代田区、中央区、港区）の意見の件数は、表1に示すとおりである。都民からの意見書が1件、事業段階関係区長からの意見が3件（千代田区、中央区、港区）の合計4件である。

これらの主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表2(1)～(4)、表3、表4及び表5(1)、(2)に示すとおりである。なお、意見及び事業者の見解は、全文を掲載している。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	1
事業段階関係区長からの意見	3
合計	4

表2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	日影	事業者の見解
環境影響評価書案の7.3日影・7.3.1現況調査、(2)調査結果②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況において、計画地西側北西側には日比谷公園、日比谷図書文化館との記載があるが、当該団が所有管理する市政会館及び都が所有管理する日比谷公会堂は、日比谷図書文化館よりも計画地に近い位置に所在し、本計画により最も日影の影響を受ける施設であるにもかかわらず、その記載がない。また、指定文化財等の記載があるが、市政会館・日比谷公会堂は東京都選定歴史的建造物、千代田区景観まちづくり重要物件、経済産業省近代化産業遺産に選定されている。	「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況」については、「東京都環境影響評価技術指針」（平成25年12月東京都告示第1729号）により、環境影響評価書案p.146に示す資料を用いて、計画地及びその周辺における図書館を含む学校等教育施設や病院、児童関連施設、福祉関連施設、公園等について調査を行い、また、調査対象とした資料には、市政会館・日比谷公会堂が含まれていないため、環境影響評価書案には記載しておりませんが、その存在については認識しております。	
これらのことは、当会館の存在を認識していないか、または単なる記載の省略かには知る由もないが、そのこと自体誠に遺憾である。当会館は賃貸用のオフィスビルとして多くのテナントが入居しており、本計画による日影や景観変更等によって会館東側の採光や眺望はかなりの影響を被ることをご理解いただきたい。	指定文化財等については、計画地及びその周辺において、「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）等に基づき指定などがなされている文化財について、環境影響評価書案p.148に示す資料を用いて調査を行いました。	
以上を前提として検討すると、7.3.2予測、(4)予測結果、②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間帯等の日影の状況の変化の程度によれば、A地点である日比谷公園の日影時間は、夏季日において約2時間10分、春秋分日において約2時間10分、冬季日において約30分増加すると予測されており、評価の結果としては影響は小さいと見られる。しかし、当会館南側の建築物の影響で既に日照が相対的に減少していることあり、影響は小さいとは決して言えない。	市政会館・日比谷公会堂については、「文化財保護法」等に基づき文化財の指定等の記載はなされていませんが、「東京都景観条例」（平成18年10月東京都条例第198号）に基づく東京都選定歴史的建造物であり、「千代田区景観まちづくり条例」（令和2年3月千代田区条例第9号）に基づく景観まちづくり重要物件であるとともに、経済産業省が認定した近代化産業遺産でもあることから、環境影響評価書では明記いたしております。また、本計画（建築物）より日比谷公園において1時間程度の日影の増加が予測されますが、「東京都環境影響評価技術指針」に基づき、法令の基準である「建築基準法」（昭和25年5月法律第201号）等による日影規制とした評価の指針を踏まえて考えます。	

表2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	風環境	事業者の見解
環境影響評価書案の7.5風環境、7.5.1現況調査、(2)調査結果②日影の影響に特に配慮すべき施設等の状況において、計画地西側北西側には日比谷公園、日比谷図書文化館との記載があるが、日比谷図書文化館よりも計画地に近い位置に所在する当財団所管の市政会館及び都が管理する日比谷公会堂の記載がない。	これは、本計画により風の影を受けける当会館の存在を認識していないか、または単なる記載の省略かには知る由もないが、そのこと自体誠に遺憾である。当会館は賃貸用のオフィスビルとして多くのテナントが入居しており、本計画による風の影を受け被る関係にあることをご理解いただきたい。	「風の影響に特に配慮すべき施設等の状況」については、「東京都環境影響評価技術指針」により、環境影響評価書案p.179に示す資料を用いて、計画地及びその周辺における図書館を含む学校等教育施設や病院、児童関連施設、福祉関連施設、公園等について調査を行いました。市政会館・日比谷公会堂については、調査対象とした関連資料に記載がなかったことから、環境影響評価書案には記載しておりませんが、存在は認識しており、他の特に配慮すべき施設等と同様の位置づけとしております。そのため、市政会館・日比谷公会堂を含め、日比谷公会堂の周囲についても、風環境への影響を把握するために、複数の予測地点を設けております。
以上を前提として検討すると、市政会館の子測地点58は領域Aから領域Bへ変化する予想値が出ています。通常時も一定の風速増が予想され、事前の対策を講じることを要望するが、台風や前線通過時の大風、突風等は想定外の被害をもたらすことがあるので、こちらもコミュニケーションを行う上、十分な風対策を講じられたい。	また、本事業では、計画建築物の形状及び配置に配慮する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。	
南地区に計画する建築物の最高高さは約230メートルと現行の高さより90メートル、1.6倍高くなり、景観に与える影響は小さくなく、西に面する日比谷公園側に与える圧迫感に対して危惧している。特に、現みず銀行内幸町本部ビルにおいては、設計者の芹原義信は都市景観に配慮し、総合設計制度を活用して、建物全体をNTT日比谷ビル側に寄せ、市民のための公開空地を作るなど、地上140メートルの巨大建造物でありながら、威圧的な印象を与えないよう、低層部分を未広がり形状にしている（建築文化）1981年4月号）。	また、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度については、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと考えます。なお、本計画（建築物）と（仮称）内幸町・丁目街区開発計画（中地区）の計画建築物とは分離しており、これら建築物の間には抜けがあり、面としての圧迫感等は低減されているものと考えます。	
一方、計画建築物は、(建築文化)1981年4月号)に計画されているものの、従来より90メートルの高い建築物の圧迫感及び日影を考慮すれば、できるだけ真側に寄せることを検討すべきである。予測、(4)予測結果①主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度には、西側の日比谷公園とは反対側の「奥園」に大規模な広場を設け、「西側は、高さ約31mの表情線を形成するための基礎部を設け、緩い感のある結晶みが形成される」とある。しかし	本事業では、圧迫感の軽減に配慮するために、計画建築物の高層部は計画地西側の敷地境界からできる限りセットバックさせる計画です。また、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度については、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと考えます。なお、本計画（建築物）と（仮称）内幸町・丁目街区開発計画（中地区）の計画建築物とは分離しており、これら建築物の間には抜けがあり、面としての圧迫感等は低減されているものと考えます。	

表2(3) 船民からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	景観(つづき)	
項目	その他	

なお、3mの基礎頭自体が南地区と中地区で連続するため、中地区にあるNTT日比谷ビル周辺の地上9階建てという現況高さと比較しても、かなりの圧迫感を与えるものと予想する。従って、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性的変化の影響は小さくはない。また、②代表的な眺望地点からの眺望は小さくはない。③近景域では計画建築物が大きく樹認される地点は眺望を変化させる要素となるが、都市景観の新たなシンボリックな存在として認識される」と言い切ることが果たしてできるのか、近景域での眺望の変化の影響は大きい。④圧迫感の変化の程度は、A地点(日比谷公園前)の天空写真で見ると、地域全体の建築物の形態率は38.4%と13.9ポイントの増加、計画地内の計画建築物の形態率は11.9%と6.9ポイント増加する。計画建築物の高層部のセットバックの状況は不明であるが、圧迫感の変化の影響は決して小さくはない。

る」とした評価の埋蔵を満足すると考えます。圧迫感の変化の程度については、圧迫感の軽減に配慮するために、前述のとおり、計画建築物の高層部は計画地西側の敷地境界からできる限りセットバックさせる計画としていきます。このことから、「圧迫感の軽減を図ること」とした評価の指標を満足すると考えます。

表2(4) 船民からの主な意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	その他(つづき)	

日比谷公園の日照や植生などに影響が生じるとすれば、それは都心における貴重な緑地空間としての公園全体の質を劣化させることになり、同時に、当会館にとっても日比谷公園に立地していることによる会館の価値を低減させるものと言わざるを得ない。従って、本件のような計画に当たって、環境影響を評価するには、各地区ごとの影響評価だけでなく、3地区・纏まりでの事業のもたらす影響を、日比谷公園という一箇の緑地空間の全体に対するものも含めて、一体として評価すべきである。

項目	その他	
----	-----	--

現行、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案に対する意見書の提出は、事業者がそれぞれ異なる場合、地区毎に区別して行うこととされているとの説明が都環境政策課の担当者からあった。しかしながら、3地区に分かれる本計画のような場合、周辺地域の環境に計画全体として与える影響もあるのではないかと思考する。先ず、一丁目街区に最高高さ230メートルの巨大な計画建築物が4棟立ち並ぶことは、その西側の広い範囲の地域に対して東側からの海風を遮る効果をもたらす、都心の夏のヒートアイランド現象をさらに加速させる。特に北地区のノースタワーは北地区と中地区の空際を壁となって塞ぐ役割を果たし、風の通り道を妨げると考えられる。また、日比谷公園との関係に絞って言えば、北地区、中地区、南地区に最高高さ230メートルの計画建築物が建った後は、3地区の建築物の日照の影響が複合し、日比谷公園全体について日照の相当程度の減少が生じる。さらには、3地区に建つ巨大な計画建築物が風向や風速に影響して夏のヒートアイランド現象が加速することによる乾燥と地表面の暑熱の上昇も懸念され、日比谷公園の植物の生態に大きな影響を生じることが危惧される。言うまでもなく、日比谷公園は、多様な樹相を含む緑豊かな公園として運営され、都心に働く人々をはじめ、多くの人々にとって、かけがえのない上質の緑地空間として長年におたつて利用されているものである。仮に、本作3地区の計画建築物により上記のように全体としての

本事業は、千代田区内半町一丁目計画している開発事業のうちの一つであり、基本的には、各計画をそれぞれの事業者が実施するものです。このため、本事業に係る環境影響評価は、「東京都環境影響評価技術指針」に基づき、環境影響評価の対象として、対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響について、予測及び評価を行いました。今後、環境影響評価の手続きを進める中で、予測・評価の手法については、評価書案審査意見書等を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

表3 千代田区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	大気汚染	工事用車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底させたい。
項目	騒音・振動	工事用車両の走行については、関係機関と十分協議をして決定してまいります。さらに走行時間帯については、計画的な運行を行い、安全走行を徹底することにより、周辺の交通渋滞の防止や沿道への騒音による影響の低減に努めます。
項目	騒音・振動	工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通規制削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。
項目	日影	環境影響評価書案に示したとおり、計画建築物の配置や形状について、日影の影響をできる限り小さくするよう工夫するなど環境保全のための措置を確実に実施することにより、「建築基準法」等による日影規制を満たす計画建築物といたします。
項目	電波障害	環境影響評価書案に示したとおり、本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、適切な対策を実施するとともに、相談受付の窓口を設置する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、テレビ電波の受信障害の影響の防止に努めます。
項目	風環境	環境影響評価書案に示したとおり、計画地内に防風壁を適切に配置する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。
項目	景観	本事業は、特別都道日比谷芝浦線(日比谷通り)沿いの立体的な緑化と計画地内の屋上も含めた緑化により、日比谷公園の緑と連出した緑の形成に努めるなど、「千代田区都市計画マスタープラン」(令和3年5月 千代田区)に即した計画としてまいります。また、今後の計画の深度化に伴い、継続して景観協議を行い、環境配慮に努めてまいります。
項目	景観	千代田区都市計画マスタープラン(令和3年5月改定)に即した建築計画となるよう検討されたい。また、今後の計画の深度化に伴い、引き続き景観協議に努められたい。

表4 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	施工計画	計画地周辺は、同時期に多数の開発事業が転換することから、工事用車両の通過ルート等について、関係機関と十分協議し、工事用車両の集中を抑制するとともに、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。また、工事の実施にあたっては、工事用車両及び関係車両等が公道で待機することのないよう、計画的な施工管理を徹底すること。
項目	大気汚染	工事の施行中、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度が環境基準値を上回っていることから、建設機械の集中稼働を避けた計画的かつ効率的な作業に努めるとともに、不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等の徹底といった十分な対策を講ずること。
項目	騒音・振動	建設機械の稼働に伴う騒音・振動については基準値を下回っているものの、計画地周辺では同時期に多数の開発事業が転換することから、建設機械の騒音・振動のさらなる低減に努めること。
項目	騒音・振動	低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮等、適切な工事方法を検討する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、建設機械の稼働による騒音・振動のより一層の影響の低減に努めます。
項目	その他	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの予測結果は環境基準を満たしてはいるものの、工事の実施にあたっては、計画的かつ効率的な運行管理を徹底し、車両運行に伴う工事工程の平準化に努めることで、道路交通騒音の低減により一層努めること。
項目	その他	工事用車両の走行については、計画的な運行、適正な車種の選定による運行の効率化の推進を行う等の管理を徹底するとともに、工事工程の平準化に努めることにより、工事用車両の走行による騒音のより一層の影響の低減に努めます。
項目	その他	本事業は、「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業中(建設第17号)に基づき、近隣の関係住民の皆様には、工事着手前に説明会を開催するなど対応してまいります。
項目	その他	当該事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。
項目	その他	本事業に実施にあたっては、住民の皆様からの苦情や相談に対して、受付窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。

表5(1) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	総論	
環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記される等、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。	環境影響評価書の作成にあたっては、表現等を工夫するなど、一般の方が理解しやすいものとなるよう努めます。	計画地周辺の住民の皆様及び関係者の皆様等からのご意見・ご要望等には、真摯に対応いたします。
計画地周辺の住民及び関係者等からの意見・要望等については、真摯に対応してください。	計画地周辺の住民の皆様及び関係者の皆様等からのご意見・ご要望等には、真摯に対応いたします。	計画地周辺の住民の皆様及び関係者の皆様等からのご意見・ご要望等には、真摯に対応いたします。
建設機械の稼働や工事車両の走行に伴う塗染塵化物及び粉じんによる大気汚染を防止するため、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用やアイドリングストップの徹底な実施等により、環境基準を上回ることのないよう、より一層の低減に努めてください。	工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力小さくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等を確実に実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努めます。 また、工事用車両については、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める等の景観保全のための措置を実施し、大気質への影響の低減に努めます。さらに、工事用車両の運転者には、アイドリングストップの周知・徹底を図ります。	低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮等、適切な工法方法を検討する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、建設機械の稼働による騒音・振動の影響の低減に努めます。また、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートを設置等、粉じんの飛散対策を講じます。
工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫するとともに、交通安全の徹底に努めてください。	工事用車両の走行時間帯については、計画的な運行を行い、安全走行を徹底するとともに、出入口付近には交通誘導員を適切に配置することにより、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。	工事用車両の走行時間帯については、計画的な運行を行い、安全走行を徹底するとともに、出入口付近には交通誘導員を適切に配置することにより、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。
項目	電波障害	
計画建築物等により電波障害が生じることが明らかになった場合には、その障害と具体的な対策等について、速やかに受信障害を受ける人に情報提供するとともに適切な対策を講じてください。また、電波障害等の問い合わせに対しては、丁寧に対応してください。	テレビ電波の受信障害に関する住民の皆様からの問い合わせに対して、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ丁寧に対応いたします。また、本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、適切な対策を実施いたします。	テレビ電波の受信障害に関する住民の皆様からの問い合わせに対して、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ丁寧に対応いたします。また、本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、適切な対策を実施いたします。

表5(2) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

意見の内容		事業者の見解
項目	風環境	
計画地周辺の歩道等を行う者の安全が確保されるよう十分な風対策を着実に実行し、できる限りビル風の低減に努めてください。	今後、詳細設計を進めていく中で、計画地内に防風壁を適切に配置する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。	今後、詳細設計を進めていく中で、計画地内に植栽を配置するほか、風環境の改善のため、計画建築物の形状及び配置に配慮する等の環境保全のための措置を確実に実施することにより、風環境への影響の低減に努めます。
防風機能を満足するような成長した樹木等の選定等を行うとともに、設置後も適切な植栽の維持管理を行ってください。	計画建築物の設置後にも配慮し、計画地内に植栽する樹木は、十分成長した樹木とし、良好な生育が可能となるように十分な根入れ深さを確保するとともに、倒木を防ぐ対策を実施いたします。	計画建築物の設置後にも配慮し、計画地内に植栽する樹木は、十分成長した樹木とし、良好な生育が可能となるように十分な根入れ深さを確保するとともに、倒木を防ぐ対策を実施いたします。
近隣住民等からのビル風に対する陳情・苦情等には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。	本事業に実施にあたっては、住民の皆様からの陳情・苦情等に対して、受付窓口を設置し、丁寧に対応いたします。	本事業に実施にあたっては、住民の皆様からの陳情・苦情等に対して、受付窓口を設置し、丁寧に対応いたします。

●東京都告示第千三百六十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十一月十日

東京都知事 小池百合子

サービスの種類 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社桜丘在宅サービスセンター赤とんぼ	桜丘訪問介護サービス赤とんぼ	世田谷区桜丘2-24-19-205号	令和2年5月31日
合同会社イーケア	フォレストケア	世田谷区豪徳寺1-19-6 ハイソ池島105	令和2年5月31日
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	チャームヘルパーステーション田園調布	世田谷区玉川田園調布1-9-10号	令和2年5月31日
有限会社共栄技建工業	介護サービス キョーエー	豊島区西池袋3-8-7	令和2年5月31日
株式会社クロバーサービス	株式会社 クロバーサービス	北区豊島1-37-6 2F	令和2年5月31日
株式会社アルプスクアサービス	株式会社 アルプスクアサービス 訪問介護ステーション	荒川区荒川8-22-3	令和2年5月31日
特定非営利活動法人心愛	ケアブレイス心愛	町田市相原町4675-7	令和2年5月31日
株式会社はじめケアセンター	株式会社 はじめケアセンター	武蔵野市中町1-29-5-202	令和2年5月31日
株式会社ケイズコネクションズ	ケイズリハビリ訪問介護ステーション	小金井市梶野町4-14-1	令和2年5月31日
株式会社サイバープレーン	訪問介護ステーション デイサービス本舗 えがお	清瀬市中清戸2-718-25	令和2年5月31日
生活協同組合・東京高齢協	東京高齢協 東久留米センター	東久留米市中央町6-5-18-203	令和2年5月31日
生活協同組合・東京高齢協	東京高齢協 江東さざんか	江東区東陽4-5-11 川崎ビル205	令和2年6月30日
アールプラン合同会社	アイ・ユー訪問介護 縁	中野区中野1-29-5	令和2年6月30日
株式会社リレーション	ケアウェル中野	中野区野方1-44-2	令和2年6月25日
合同会社GDJapan	カインドケアホーム	板橋区成増1-26-5 トレジャリィ成増502	令和2年6月30日
有限会社寿創	ゆうゆう	世田谷区北高山1-29-8	令和2年6月30日
リスペクトホームケア株式会社	ホームケアステーション あおぞら	羽村市神明台1-28-11	令和2年6月30日
合同会社PIX	訪問介護事業所ジャムケア	新宿区早稲田鶴巻町555 第二浦野ビル2階	令和2年7月15日

合同会社Merci Mode	ヘルパーステーション MERMO	品川区北品川2-26-11 ハイツ北品川1-B	令和2年7月31日
有限会社ケアクリエイト	大森ケアオフィス	立川市富士見町5-13-2 ジョリー・メゾン102	令和2年7月31日
株式会社フルール	フルール	杉並区宮前4-3-17-202	令和2年7月16日
株式会社アール・エス・シー	RSC駒込ケアセンター	豊島区駒込1-10-9 コーポフェリーチェ202	令和2年7月31日
合同会社めぐる	わだち	豊島区池袋本町2-13-14 泉川ビル1階	令和2年7月31日
株式会社飯田企画	いーぐる介護	北区東十条3-16-13 飯田ビル2F	令和2年7月31日
有限会社ボルク	ハッピーケアサービス	練馬区北町2-31-22	令和2年7月31日
日本システム企画株式会社	ライフサポート あじさい	練馬区石神井台7-7-13 武蔵園メゾネット1階	令和2年7月1日
有限会社アイケイサービス	アイケイサービス	江戸川区松島1-28-11	令和2年7月31日
株式会社七人の小人	七人の小人	中央区佃1-3-9	令和2年7月31日
有限会社 イーライフ	イーライフ	東大和市立野3-576-3 立野尾又ビル205号	令和2年7月31日
株式会社Next Page	訪問介護Next押上	墨田区文花1-16-2 エスポワール101	令和2年8月31日
株式会社コスモインターアリアティ	サニープレイス	大田区東雲谷1-2-3 B1-E	令和2年8月31日
株式会社ベネッセスタイルケア	ベネッセ介護センター北沢	世田谷区代田5-30-13 ネクサス新代田101号	令和2年8月31日
株式会社博仙	ハクアイ	中野区中央3-1-21 フラット坂上303	令和2年8月31日
株式会社みんなひまわり	みんなひまわり	杉並区宮前四丁目3番24号	令和2年8月15日
医療法人社団日心会	医療法人社団 日心会 おおつか訪問看護ステーション	豊島区北大1-18-8 田村ビル2階	令和2年8月31日
株式会社友の和	友の和ケアセンター	豊島区巢鴨3-19-8	令和2年8月31日
株式会社ゆいまる	ゆいまる南立川訪問介護事業所	立川市錦町2-3-26 横井ビル1階	令和2年8月31日
株式会社ベストライフ	ベストライフ西国立訪問介護事業所	立川市羽衣町1-19-31	令和2年8月31日

医療法人財団緑生会	サンベルナル訪問介護事業所	武蔵野市吉祥寺南町1-8-10 エクセレンス吉祥寺2階	令和2年8月31日
株式会社なごみ介護サービス	なごみ介護サービス白倉	目黒区鷹番2-6-20 フラッツ鷹番町103	令和2年9月30日
株式会社ひまわり	ひまわり介護センター・世田谷	世田谷区世田谷4-20-11 ステイジア世田谷103	令和2年9月30日
株式会社トレスト	トレストライフサービス	渋谷区桜丘町16-3 並木ビル2階	令和2年9月30日
有限会社すこやかケア下石神井	有限会社 すこやかケア下石神井	練馬区下石神井2-5-3	令和2年9月25日
株式会社ベネッセスタイルケア	ベネッセ介護センター新小岩	葛飾区東新小岩3-14-10 ウェリスオリーブ新小岩 内	令和2年9月30日
有限会社エス・アイ・カンパニー	ひまわり訪問介護入浴センター	目黒区目黒三丁目14番3号	令和2年10月31日
株式会社広域社会福祉会	広域社会福祉会	大田区蒲田5-7-4 エンゼルハイム蒲田第5-1003	令和2年10月31日
株式会社GLOBAL CARE	グローバル ケア サービス	世田谷区上用賀6-3-7 ハイツ上用賀201号室	令和2年10月31日
有限会社アラスコーポレーション	有限会社 アラスコーポレーション 在宅介護センター	板橋区板橋1-47-10 樹ビル2階	令和2年10月31日
愛ゆう株式会社	愛ゆう練馬ケアセンター	練馬区高松6-2-11 ガレ・光が丘201	令和2年10月31日
有限会社 江戸川ヘルパーセンター	有限会社 江戸川ヘルパーセンター	江戸川区南小岩7-20-11	令和2年10月1日
株式会社まいすたっふ	株式会社まいすたっふ介護支援センター	調布市下石原3-57-18	令和2年10月31日

サービスの種類 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
公益社団法人豊島区医師会	豊島区訪問看護ステーション	豊島区西池袋3-22-16 豊島区医師会館2階	令和2年5月31日
有限会社菜の花訪問看護ステーション	有限会社菜の花訪問看護ステーション	目黒区目黒本町5-15-3 キューブ目黒201	令和2年5月31日
株式会社ラックコーポレーション	ラック訪問看護ステーション鎌ヶ瀬	墨田区堀通2-7-10 東白髭第二マンション10号棟105	令和2年6月30日
株式会社マキシ	ケアーズ訪問看護リハビリステーション大井町	品川区大井4-1-3 トーコービル602	令和2年6月30日

スギメディカル株式会社	スギ訪問看護ステーション 下丸子	大田区下丸子1-6-18	令和2年6月30日
株式会社ユニメコム	しもふり訪問看護リハビリステーション	北区西ケ原1-11-4 駒込K&MビルB101	令和2年6月30日
株式会社シニアホーム相談センター	おむすび訪問看護ステーション練馬	練馬区東大泉3-4-2 第3大新ビル503号室	令和2年6月30日
医療法人財団緑生会	サンベルナール訪問看護ステーション	武蔵野市吉祥寺南町1-8-10 エクセレンス吉祥寺2階	令和2年6月30日
株式会社創健	創健訪問看護リハビリステーション	大田区大森北2-3-16 第一かざわビル2F	令和2年7月31日
株式会社NEXT FLOW	ネクスト訪問看護ステーション せたがや	世田谷区深沢3-26-3-203	令和2年7月31日
医療法人社団賢心会	医療法人社団 賢心会 鈴木医院訪問看護ステーション	葛飾区柴又5-8-13 コンフォートフォレスト新柴又1階	令和2年7月31日
株式会社モリモリ	みんなの訪問看護リハビリステーション町田	町田市本町田3486 藤の台団地1-50-102	令和2年7月31日
特定非営利活動法人訪問看護ステーション菜の花	特定非営利活動法人訪問看護ステーション菜の花	板橋区幸町21-10	令和2年7月31日
医療法人社団杏順会	医療法人社団杏順会 越川病院	杉並区西荻北二丁目5番3号	令和2年7月8日
医療法人社団双泉会	医療法人社団双泉会 ふれあ訪問看護ステーション	墨田区押上2-30-7 コンチェルト押上1階	令和2年8月31日
医療法人社団双泉会	医療法人社団双泉会 かのん訪問看護ステーション	足立区綾瀬6-14-18-102	令和2年8月31日
医療法人社団三清会	医療法人社団 三清会 梨の木訪問看護ステーション	羽村市小作台2-6-6 ファミール小作台102	令和2年8月31日
有限会社こひつじ訪問看護	オリーブ訪問看護ステーション駒場	目黒区駒場1-28-1 田村ビル302	令和2年8月31日
パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニック エイジフリーケアセンター東京・訪問看護	世田谷区南島山2-19-1	令和2年9月30日
株式会社ケアクルーズ	日野・緑訪問看護リハビリステーション	日野市南平8-14-4	令和2年9月30日
医療法人社団碧水会	訪問看護ステーション やさかのいぶき	小平市小川東町2-11-1 管理棟	令和2年9月30日
株式会社あすかライフケア	あすか訪問看護ステーション	町田市能ヶ谷6-2-50	令和2年9月30日
株式会社アーカーシェアライフケア	森のこもれび 訪問看護ケアステーション	世田谷区代田6-16-202階	令和2年10月31日
社会福祉法人武蔵野療園	訪問看護ステーションしらさぎ桜苑	中野区白鷺1-14-8	令和2年10月31日

有限会社ナースケア	訪問看護ステーションナースケア杉並	杉並区梅里2-34-26	令和2年10月31日
一般社団法人空と花	一般社団法人空と花 訪問看護リハビリステーション 日本財団在宅看護センター	荒川区荒川5-11-10 シエロ町屋101	令和2年10月31日
医療法人社団ことり会	訪問看護ステーション あずき	荒川区西日暮里2-54-5 加瀬ビル1階	令和2年10月31日
医療法人社団東京朝日会	訪問看護ステーションあさひ	足立区保木間4-41-12	令和2年10月15日
株式会社ザイル	ザイル訪問看護ステーション	立川市幸町6-26-2-101	令和2年10月7日

サービスの種類 訪問リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団杏順会	医療法人社団杏順会 越川病院	杉並区西荻北二丁目5番3号	令和2年7月8日

サービスの種類 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社nCS	リハビリデイサービスnagomi四谷店	新宿区四谷4-21-37	令和2年5月31日
株式会社アルブスケアサービス	株式会社 アルブスケアサービス デイホームあるがす	荒川区荒川8-22-3	令和2年5月31日
株式会社さしメディカルサービス	デイサービスセンターもも寿練馬	練馬区谷原2-8-3 グランデージョ1階	令和2年5月31日
社会福祉法人耀柯会	デイサービスセンターらん花園	江東区塩浜二丁目7番2号	令和2年6月30日
株式会社サン・エコ	デイサービスホーム 笑がお	江東区高橋6-4 グリーンスペース吉田1F	令和2年6月30日
社会福祉法人すこやか福祉会	かばらデイサービスセンター	足立区東和3-4-15 蒲原診療所3階	令和2年6月30日
セカンドハーフ株式会社	セカンドハーフ あけぼの	新宿区住吉町3-7 スカイヴィレッジ1F	令和2年7月31日
特定非営利活動法人ともしび会	高齢者在宅サービスセンター大宮ふれあいの家	杉並区堀ノ内一丁目16番38号	令和2年7月31日

ビッケル株式会社	リハビリデイサービスnagomi南千住店	荒川区南千住3-8-13	令和2年7月31日
株式会社ハッピーエール	入浴デイサービス ここね	東村山市野口町2-13-78 ハシバハイツ1F	令和2年7月31日
株式会社オンアンドオン	楽々ウォークたんぼぼ	杉並区和泉3-32-4 Nコート1F	令和2年8月31日
株式会社オンアンドオン	リビングホームたんぼぼ	杉並区高円寺北2-24-16 滝澤ビル1F	令和2年8月31日
医療法人社団喜桜会	医療法人社団喜桜会 みなみ	板橋区南町45-15 南町アネックスA1階、地下1階	令和2年8月8日
株式会社デルソル	デイサービス福寿 江北	足立区江北4-10-10	令和2年8月31日
株式会社オンアンドオン	癒湯リハたんぼぼ	武蔵野市中町1-24-6 トミーサシノ101	令和2年8月31日
ケアウェル安心株式会社	ケアウェルいい健康プラザ深大寺南店	調布市深大寺南町5-46-4	令和2年8月31日
エーゼットセンター株式会社	エーゼット長原	大田区上池台1-10-4 長原イーストビル	令和2年9月30日
大和リビングケア株式会社	デイサービス ディーフェスタ立川	立川市幸町2-53-1	令和2年9月30日
株式会社あすかライフケア	あすかフィジカルセンター 鶴川	町田市能ヶ谷6-2-50	令和2年9月30日
医療法人財団緑秀会	医療法人財団 緑秀会 デイサービスセンター みどりの樹	清瀬市下清戸4-709-17	令和2年9月30日
株式会社あすかライフケア	あすかフィジカルセンター平尾	稲城市平尾1-54-20 長財ビル101	令和2年9月30日
株式会社TAKUMIDAYCARE	たくみケア・初台	渋谷区本町2-4-4	令和2年10月31日
株式会社健遊館	健遊館 第一亀の湯	板橋区中台1-39-8	令和2年10月31日

サービスの種類 通所リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団賢心会	医療法人社団 賢心会 鈴木医院デイケアセンター	葛飾区柴又5-12-29 ルーエステート1F	令和2年6月30日
医療法人社団一白会	通所リハビリテーションきくち	小金井市東町3-12-11	令和2年8月31日

サービスの種類 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ユニマツライフ	ケアプラスホテル瀬田ステイ	世田谷区瀬田1-25-4	令和2年5月31日
社会福祉法人清快福祉会	清快園	西多摩郡日の出町平井3062	令和2年7月31日
株式会社ケアレジデンス	ケアレジデンス東京アネックス別館	江戸川区南篠崎町三丁目8番15号	令和2年10月31日

サービスの種類 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ノムラ	株式会社 ノムラ 東京営業所	大田区大森南4-6-15 テクノFRONT森ヶ崎507	令和2年5月31日
株式会社シガドライウィザーズ	かいごらく	文京区本郷3-21-11 SASAKIビル	令和2年5月31日
株式会社インテンド	リーベ福祉用具事業所	文京区本郷3-6-13 太平ビル3階	令和2年6月30日
株式会社イヴ	フリーデンボ杉並	杉並区桃井2-1-3	令和2年6月30日
ひまわり医療介護サービス株式会社	ひまわり医療介護サービス株式会社	荒川区南千住5-11-3	令和2年7月31日
合同会社ケアケア	合同会社ケアケア	板橋区若木2-19-2	令和2年7月31日
株式会社ファミリー介護	株式会社ファミリー介護	足立区大谷田4-1-20	令和2年7月31日
株式会社正和	株式会社正和	中央区新川1-2-12 金山ビル地下1階	令和2年8月31日
株式会社ビーウェル	ウェルケアサービス	文京区小石川3-33-6 木下ビル201号室	令和2年8月31日
株式会社RU	株式会社RU	日野市平山6-21-7	令和2年8月31日
株式会社あそ商事	株式会社あそ商事	目黒区下目黒3-16-14 パークサイド目黒1F	令和2年9月30日

田辺薬局株式会社	田辺薬局 三軒茶屋店	世田谷区太子堂4-23-12 井上ビル2F	令和2年9月1日
企業組合労協センター事業団	ワーカーズコープ・センター事業団	豊島区東池袋1-44-8 池袋ISPタマビル	令和2年9月30日
T・1ライフ株式会社	ふれあい工房 青梅営業所	青梅市野上町4-5-7 スカイハイツイせひろ102号室	令和2年9月30日
株式会社ユニバーサルサブライ	グレイシャス リビング	清瀬市中清戸1-538-2	令和2年9月30日
有限会社アラスコーポレーション	アラス	板橋区板橋1-47-10 樹ビル2階	令和2年10月31日

サービスの種類 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社シガドライウィザース	かいごらく	文京区本郷3-21-11 SASAKIビル	令和2年5月31日
株式会社インテンド	リーベ福祉用具事業所	文京区本郷3-6-13 太平ビル3階	令和2年6月30日
株式会社イヴ	フリーテンボ杉並	杉並区桃井2-1-3	令和2年6月30日
合同会社ケアケア	合同会社ケアケア	板橋区若木2-19-2	令和2年7月31日
株式会社ファミリー介護	株式会社ファミリー介護	足立区大谷田4-1-20	令和2年7月31日
株式会社正和	株式会社正和	中央区新川1-2-12 金山ビル地下1階	令和2年8月31日
株式会社ビーウェル	ウェルケアサービス	文京区小石川3-33-6 木下ビル201号室	令和2年8月31日
株式会社RU	株式会社RU	日野市平山6-21-7	令和2年8月31日
株式会社あそ商事	株式会社あそ商事	目黒区下目黒3-16-14 パークサイド目黒1F	令和2年9月30日
田辺薬局株式会社	田辺薬局 三軒茶屋店	世田谷区太子堂4-23-12 井上ビル2F	令和2年9月1日
T・1ライフ株式会社	ふれあい工房 青梅営業所	青梅市野上町4-5-7 スカイハイツイせひろ102号室	令和2年9月30日
株式会社ユニバーサルサブライ	グレイシャス リビング	清瀬市中清戸1-538-2	令和2年9月30日
株式会社長谷工スマイルコミュニティ	株式会社 長谷工スマイルコミュニティ	港区芝2-31-15	令和2年10月31日

●東京都告示第千三百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十一月十日

東京都知事 小池 百合子

サービスの種類 介護予防訪問看護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
公益社団法人豊島区医師会	豊島区訪問看護ステーション	豊島区西池袋3-22-16 豊島区医師会館2階	令和2年5月31日
有限会社菜の花訪問看護ステーション	有限会社菜の花訪問看護ステーション	目黒区目黒本町5-15-3 キューブ目黒201	令和2年5月31日
株式会社ラックコーポレーション	ラック訪問看護ステーション雑ヶ瀬	墨田区堤通2-7-10 東白髭第二マンション10号棟105	令和2年6月30日
株式会社マキシ	ケアーズ訪問看護リハビリステーション大井町	品川区大井4-1-3 トーコービル602	令和2年6月30日
スギメディカル株式会社	スギ訪問看護ステーション 下丸子	大田区下丸子1-6-18	令和2年6月30日
株式会社ユニメコム	しもふり訪問看護リハビリステーション	北区西ヶ原1-11-4 駒込K&MビルB101	令和2年6月30日
株式会社シニアホーム相談センター	おむすび訪問看護ステーション練馬	練馬区東大泉3-4-2 第3大新ビル503号室	令和2年6月30日
医療法人財団緑生会	サンベルナル訪問看護ステーション	武蔵野市吉祥寺南町1-8-10 エクセレンス吉祥寺2階	令和2年6月30日
株式会社創健	創健訪問看護リハビリステーション	大田区大森北2-3-16 第一かぎわだビル2F	令和2年7月31日
株式会社NEXT FLOW	ネクスト訪問看護ステーション せたがや	世田谷区深沢3-26-3-203	令和2年7月31日
医療法人社団賢心会	医療法人社団 賢心会 鈴木医院訪問看護ステーション	葛飾区柴又5-8-13 コンフォートフォレスト新柴又1階	令和2年7月31日
株式会社モリモリ	みんなの訪問看護リハビリステーション町田	町田市本町田3486 藤の台団地1-50-102	令和2年7月31日
特定非営利活動法人訪問看護ステーション菜の花	特定非営利活動法人訪問看護ステーション菜の花	板橋区幸町2-1-10	令和2年7月31日
医療法人社団双泉会	医療法人社団双泉会 ふれあ訪問看護ステーション	墨田区押上2-30-7 コンチエルト押上1階	令和2年8月31日
医療法人社団双泉会	医療法人社団双泉会 かのん訪問看護ステーション	足立区綾瀬5-14-18-102	令和2年8月31日
医療法人社団三清会	医療法人社団 三清会 梨の木訪問看護ステーション	羽村市小作台2-6-6 ファミール小作台102	令和2年8月31日
有限会社こひつじ訪問看護	オリーブ訪問看護ステーション駒場	目黒区駒場1-28-1 田村ビル302	令和2年8月31日
パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニック エイジフリーケアセンター東京・訪問看護	世田谷区南島山2-19-1	令和2年9月30日

株式会社ケアクルーズ	日野・緑訪問看護リハビリステーション	日野市南平8-14-4	令和2年9月30日
医療法人社団碧木会	訪問看護ステーション やさかのいぶき	小平市小川東町2-11-1 管理棟	令和2年9月30日
株式会社あすかライフケア	あすか訪問看護ステーション	町田市能ヶ谷6-2-50	令和2年9月30日
株式会社アーカーシャライフケア	森のこもれび 訪問看護ケアステーション	世田谷区代田6-16-202階	令和2年10月31日
社会福祉法人武蔵野療園	訪問看護ステーションしらさぎ桜苑	中野区白鷺1-14-8	令和2年10月31日
有限会社ナースケア	訪問看護ステーションナースケア杉並	杉並区梅里2-34-26	令和2年10月31日
一般社団法人空と花	一般社団法人空と花 訪問看護リハビリステーション 日本財団在宅看護センター	荒川区荒川5-11-10 シエロ町屋101	令和2年10月31日
医療法人社団ことり会	訪問看護ステーション あずき	荒川区西日暮里2-54-5 加瀬ビル1階	令和2年10月31日
医療法人社団東京朝日会	訪問看護ステーションあさひ	足立区保木間4-41-12	令和2年10月15日
株式会社ザイル	ザイル訪問看護ステーション	立川市幸町6-26-2-101	令和2年10月7日

サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団賢心会	医療法人社団 賢心会 鈴木医院デイケアセンター	葛飾区柴又5-12-29 ルーエステート1F	令和2年6月30日
医療法人社団一白会	通所リハビリテーションきくち	小金井市東町3-12-11	令和2年8月31日

サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ユニマツライフ	ケアプラスホテル瀬田ステイ	世田谷区瀬田1-25-4	令和2年5月31日
株式会社ケアレジデンス	ケアレジデンス東京アネックス別館	江戸川区南篠崎町三丁目8番15号	令和2年10月31日

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ノムラ	株式会社 ノムラ 東京営業所	大田区大森南4-6-15 テクノFRONT森ヶ崎507	令和2年5月31日
株式会社シガドライウィザース	かいごらく	文京区本郷3-21-11 SASAKIビル	令和2年5月31日
株式会社インテンド	リーベ福祉用具事業所	文京区本郷3-6-13 太平ビル3階	令和2年6月30日
株式会社イヴ	フリーテンプお杉並	杉並区桃井2-1-3	令和2年6月30日
合同会社ケアケア	合同会社ケアケア	板橋区若木2-19-2	令和2年7月31日
株式会社ファミリー介護	株式会社ファミリー介護	足立区大谷田4-1-20	令和2年7月31日
株式会社正和	株式会社正和	中央区新川1-2-12 金山ビル地下1階	令和2年8月31日
株式会社ビーウェル	ウェルケアサービス	文京区小石川3-33-6 木下ビル201号室	令和2年8月31日
株式会社RU	株式会社RU	日野市平山6-21-7	令和2年8月31日
株式会社あそ商事	株式会社あそ商事	目黒区下目黒3-16-14 パークサイド目黒1F	令和2年9月30日
田辺薬局株式会社	田辺薬局 三軒茶屋店	世田谷区太子堂4-23-12 井上ビル2F	令和2年9月1日
企業組合労協センター事業団	ワーカーズコープ・センター事業団	豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル	令和2年9月30日
T・Iライフ株式会社	ふれあい工房 青梅営業所	青梅市野上町4-5-7 スカイハイツイせひろ102号室	令和2年9月30日
株式会社ユニバーサルサブライ	グレイシャス リビング	清瀬市中清戸1-538-2	令和2年9月30日

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
--------	--------	---------	-------

株式会社シガドライウィザース	かいごらく	文京区本郷3-21-11 SASAKIビル	令和2年5月31日
株式会社インテンド	リーベ福祉用具事業所	文京区本郷3-6-13 太平ビル3階	令和2年6月30日
株式会社イヴ	フリーテンプお杉並	杉並区桃井2-1-3	令和2年6月30日
合同会社ケアケア	合同会社ケアケア	板橋区若木2-19-2	令和2年7月31日
株式会社ファミリー介護	株式会社ファミリー介護	足立区大谷田4-1-20	令和2年7月31日
株式会社正和	株式会社正和	中央区新川1-2-12 金山ビル地下1階	令和2年8月31日
株式会社ビーウェル	ウェルケアサービス	文京区小石川3-33-6 木下ビル201号室	令和2年8月31日
株式会社RU	株式会社RU	日野市平山6-21-7	令和2年8月31日
株式会社あそ商事	株式会社あそ商事	目黒区下目黒3-16-14 パークサイド目黒1F	令和2年9月30日
田辺薬局株式会社	田辺薬局 三軒茶屋店	世田谷区太子堂4-23-12 井上ビル2F	令和2年9月1日
T・Iライフ株式会社	ふれあい工房 青梅営業所	青梅市野上町4-5-7 スカイハイツイせひろ102号室	令和2年9月30日
株式会社ユニバーサルサブライ	グレイシャス リビング	清瀬市中清戸1-538-2	令和2年9月30日

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

二 代表者の氏名

新倉 修

三 主たる事務所の所在地

港区芝四丁目七番一号 西山ビル四階

一 名称

特定非営利活動法人タートル

二 代表者の氏名

重田 雅俊

三 主たる事務所の所在地

新宿区四谷本塩町二番五号 社会福祉法人日本視覚障

害者職能開発センター東京ワークショップ内

一 名称

特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話

二 代表者の氏名

早借 洋一

三 主たる事務所の所在地

国分寺市本町一丁目六番二号

一 名称

特定非営利活動法人エティック

二 代表者の氏名

伊藤 順平、坂本 多恵、白鳥 環、田村 千佳、本

木 裕子

三 主たる事務所の所在地

渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号 恵比寿ビジネスタ

ワー十二階

四 その他の事務所の所在地

神奈川県横浜市中区相生町三丁目六十一 泰生ビル二

階さくらWORKS（関内）

一 名称

特定非営利活動法人日本防災士機構

二 代表者の氏名

原 正之

三 主たる事務所の所在地

千代田区一番町二十五番地 全国町村議員会館五階

一 名称

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

二 代表者の氏名

安藝 森央

三 主たる事務所の所在地

中央区日本橋茅場町一丁目九番二号 株式会社メセナ

フィールドアークス内

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

二 代表者の氏名

三浦 和彦

三 主たる事務所の所在地

新宿区大久保二丁目五番五号 中村ビル二階

四 その他の事務所の所在地

静岡県御殿場市新橋八百八十九ー十二

一 名称

特定非営利活動法人地球環境共生ネットワーク

二 代表者の氏名

比嘉 照夫

三 主たる事務所の所在地

港区浜松町二丁目七番十八号

一 名称

特定非営利活動法人災害人道医療支援会

二 代表者の氏名

前川 和彦

三 主たる事務所の所在地

目黒区大橋二丁目十二番九号 パレスKY三〇二

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

昭島市昭和町三丁目四百四十七番二及び同番五 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

西多摩郡日の出町大字平井字塩田二千六百九十四番一、二千六百九十五番一及び同番七 練馬区石神井町二丁目二十番六十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

青梅市大門一丁目四百六十二番四、四百六十三番一、四百六十四番及び四百七十一番四 武蔵村山市三ツ藤三丁目五番地の八 石井 文子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市上砂町五丁目五十六番一及び五十八番一 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 千葉雄二郎

立川市幸町六丁目三十一番二及び同番二十九 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

武蔵村山市中原三丁目八番六 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

浅井 勉

低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十五号)第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NOx・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

令和三年十一月十日

東京都知事 小池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

令和三年九月二十九日

別記一

グレードA

認定番号

GAA二一三〇〇一

GAA二一三〇〇二

GAA二一三〇〇三

GAA二一三〇〇四

GAA二一三〇〇五

認定機器の種類

温水発生機

同右

冷水発生機

ガスヒートポンプ

同右

代表型式の名称

FT-3000M-WHほか十九型式

FT-4000M-WHほか十九型式

NZG-0150HN5Aほか五十三型式

GYAP280Gほか七型式

GYAP355Gほか七型式

申請者の氏名又は名称

昭和鉄工株式会社

同右

川重冷熱工業株式会社

ダイキン工業株式会社

同右

別記二

グレードA

認定番号

GAX二一三〇〇一

GAX二一三〇〇二

GAX二一三〇〇三

GAX二一三〇〇四

認定機器の種類

温水発生機

同右

冷水発生機

ガスヒートポンプ

代表型式の名称

FT-2500M-WHほか十九型式

FT-5000SM-WHほか十九型式

ΣMPG-0050CS5Bほか八十九型式

GYAP224Gほか七型式

申請者の氏名又は名称

昭和鉄工株式会社

同右

川重冷熱工業株式会社

ダイキン工業株式会社

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

